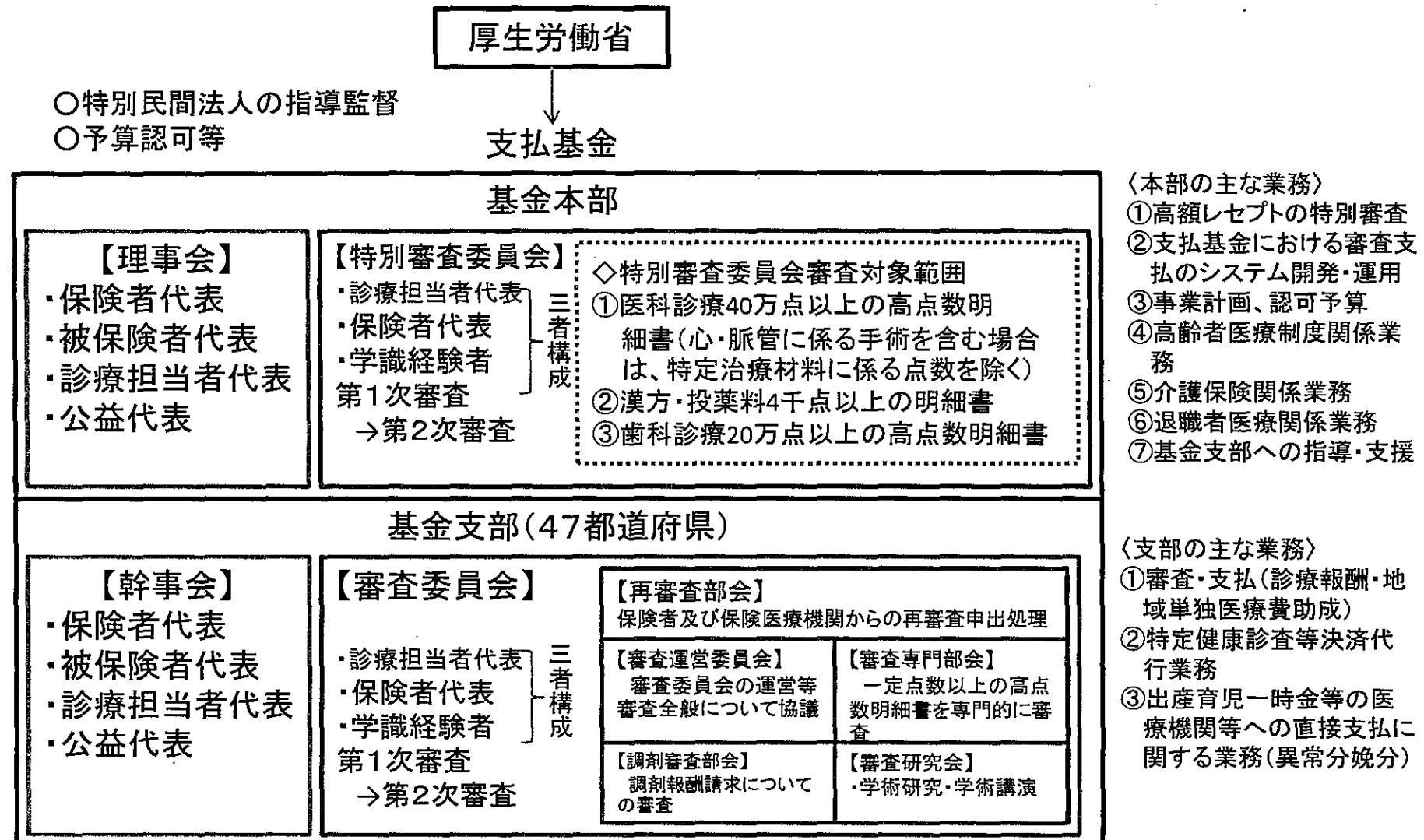


審査支払機関について

平成22年4月8日
厚生労働省保険局

社会保険診療報酬支払基金の概要

- 特別の法律(社会保険診療報酬支払基金法)により設立される民間法人
- 東京に本部都道府県に47支部を置く全国組織



社会保険診療報酬支払基金の主な業務

- 支払基金は、特別の法律により設立された民間法人であり、健康保険及び公費負担医療等の審査支払を行っている。このほか、高齢者医療、介護、退職、老人の支援金・納付金の徴収及び交付金の交付に関する業務を行っている。

【健康保険制度関係業務】

診療報酬審査支払業務

被用者保険の保険者からの委託により、保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を実施。

- ◇健康保険診療報酬の審査支払
- ◇船員保険診療報酬の審査支払
- ◇国家公務員共済組合診療報酬の審査支払
- ◇地方公務員等共済組合診療報酬の審査支払
など

【高齢者医療制度関係業務】

支援金徴収及び交付金交付業務等

高齢者の確保に関する法律に基づく業務等を実施。

- ◇後期高齢者医療制度における保険者からの支援金の徴収及び広域連合への交付金の交付に関する業務
- ◇前期高齢者医療制度における保険者からの納付金の徴収及び保険者への交付金の交付に関する業務
- ◇病床転換助成事業における保険者からの支援金の徴収及び都道府県への交付金の交付に関する業務
- ◇特定健康診査等決済代行事業
- ◇被扶養者情報通知経由事業

【その他の業務】

健康保険制度以外の審査支払業務

都道府県等からの委託により、診療報酬の審査支払を実施。

- ◇生活保護等公費負担医療に係る診療報酬の審査支払
- ◇都道府県・市町村単独医療費助成に係る審査支払
- ◇70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置に関する業務
- ◇出産育児一時金等の医療機関等への直接支払に関する業務
(異常分娩分)

【介護保険制度関係業務】

納付金徴収及び交付金交付業務等

介護保険法に基づく業務等を実施。

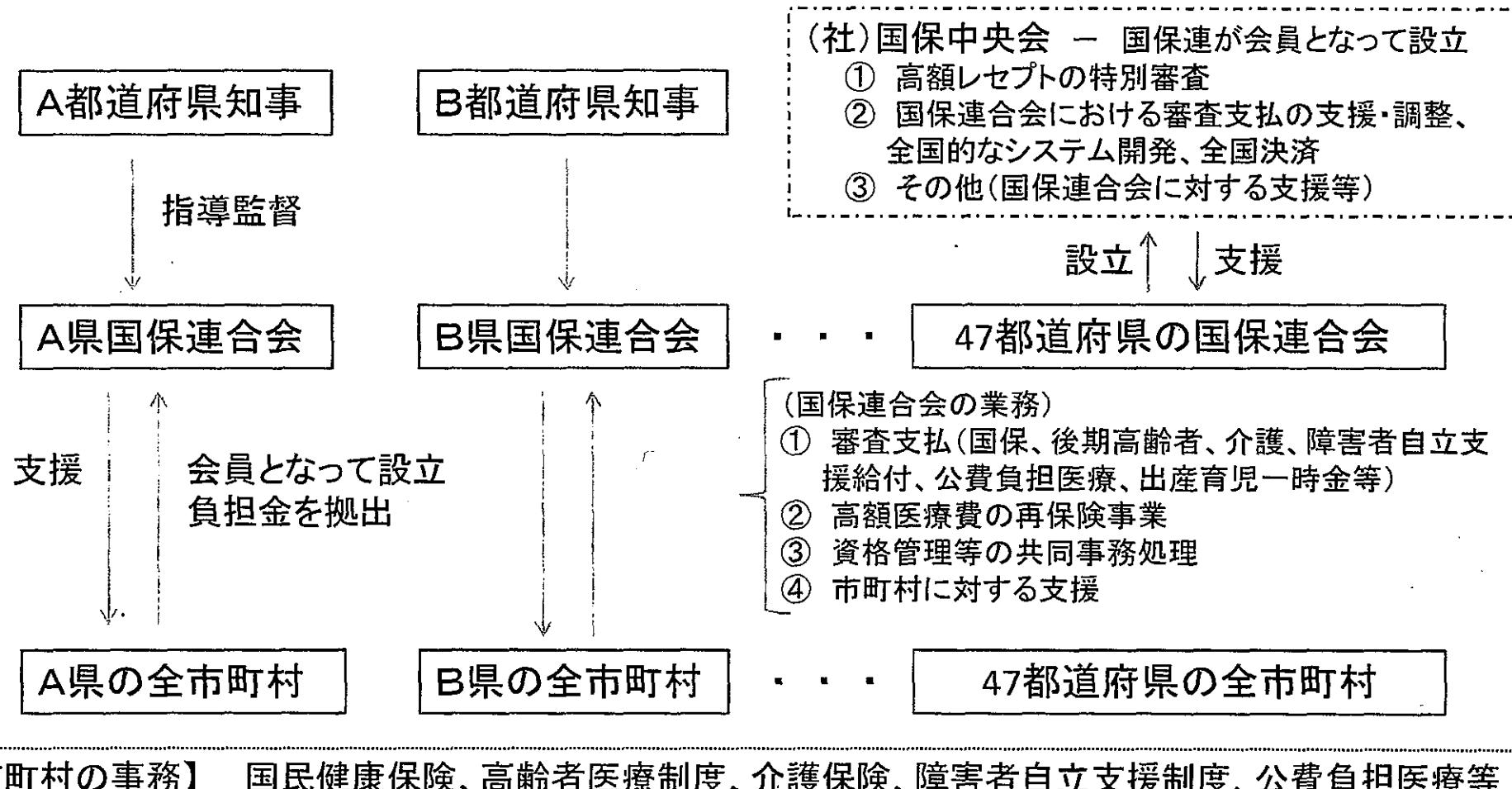
介護保険制度における保険者からの納付金の徴収及び市町村への交付金の交付に関する業務

【その他の徴収及び交付業務】

- ◇退職者医療制度における保険者からの拠出金の徴収及び市町村への交付金の交付に関する業務
- ◇老人保健制度における保険者からの拠出金の徴収及び市町村への交付金の交付に関する業務

都道府県国民健康保険団体連合会の概要

- 国民健康保険の保険者である市町村が共同で事務を行うため、公法人である国民健康保険団体連合会(国保連)を設立。
- 国保連は、市町村が会員であるため、国民健康保険以外にも、市町村に関連する様々な業務を実施。



国民健康保険団体連合会の主な業務

◎ 国民健康保険団体連合会は、会員である保険者(市町村、国保組合)が共同して国民健康保険事業の目的を達成するために設立した公法人であり、国民健康保険の診療報酬の審査支払機関として、また、オーナーである保険者の行う国保関連事務の共同処理や各種の保険者支援業務を行っている。このほか、後期高齢者医療、介護保険、公費負担医療、障害者自立支援及び出産育児一時金等の審査・支払等の業務を実施。

◎ 国民健康保険団体連合会の主な業務

【国民健康保険関係業務】

診療報酬審査支払業務

保険者である市町村等からの委託により、保険医療機関等から提出される診療報酬の審査支払を実施。

- ◇ 国民健康保険診療報酬の審査支払

保険者事務の共同処理・共同事業等

保険者が行う業務の効率化や財政の安定化を図るための共同処理、共同事業、保険者支援を実施。

- ◇ 保険者事務共同電算処理
- ◇ 保険者レセプト管理システムの運用管理
- ◇ 保険財政共同安定化事業
- ◇ 高額医療費共同事業
- ◇ 第三者行為損害賠償求償事務
- ◇ 一部負担金等軽減特例措置事業(70~74歳の一部負担軽減)
- ◇ レセプト点検の支援
- ◇ 高額療養資金貸付事業
- ◇ 保険料の年金からの特別徴収に係る経由事務
- ◇ 特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理
- ◇ 保健事業活動への支援(分析、研修、情報提供等)
- ◇ 保険者協議会の運営

【その他の業務】

国民健康保険以外の審査支払業務

市町村及び広域連合からの委託により、診療報酬、介護報酬等の審査支払を実施。

- ◇ 後期高齢者医療診療報酬の審査支払
- ◇ 介護給付費の審査支払
- ◇ 公費負担医療の費用の審査支払
- ◇ 障害者自立支援給付費等の支払
- ◇ 出産育児一時金の支払
- ◇ 地方単独事業による福祉医療の費用の審査支払

市町村等の事務の共同処理

市町村等が行う事務の効率化を図るための共同処理を実施。

- (後期高齢者医療)
◇ 保険者事務共同電算処理
- ◇ 第三者行為損害賠償求償事務
- ◇ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
(介護保険)
◇ 介護保険者事務共同電算処理
- ◇ 第三者行為損害賠償求償事務
- ◇ 介護サービス相談・苦情処理事業
- ◇ 介護給付適正化対策事業
- ◇ 保険料の年金からの特別徴収経由機関業務
(障害者自立支援)
◇ 障害者自立支援市町村事務共同処理

審査支払機関の概要（基金と国保連の比較）（参考）

	社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設立根拠 社会保険診療報酬支払基金法により設立される民間法人 ○ 法人の性格 役員は、四者構成(保険者、被保険者、診療担当者、公益)とされており、保険者から独立した中立的性格。 (基金法 第10条第2項) ○ 組織 本部(東京都) 47都道府県に支部 ○ 役員 別紙1 ○ 職員数 約5,250人(平成21年度) (本部:400人、47支部:4,850人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設立根拠 国民健康保険法により設立される公法人 (国民健康保険法 第83条第1項) ○ 法人の性格 保険者(市町村等)が共同して設立した保険者団体との位置付け。 (国保法第83条第1項) ○ 組織 都道府県ごとに設立された47団体 ○ 役員 国保連合会で異なるが、理事は10名から20名であり、市町村長等が就任している。(各国保連合会の理事長は別紙2のとおり。) ○ 職員数 国保連 約5,500人(平成21年度) 内、審査支払担当職員数 約4,200人

	社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険団体連合会
沿革	<p>＜支払基金創設以前＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査は、医師会又は歯科医師会への委託→保険医指導委員会、支払は、都道府県保険課→社会保険協会(政管)、各組合→健保連(健保組合) <p>＜昭和23年9月＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金法に基づく特殊法人として設立 審査委員会における審査開始 (翌24年から三者構成) <p>＜平成15年10月＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金法改正により民間法人化 	<p>＜昭和13年～17年＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保組合連合会が全国で順次設立 ○ 当時の審査は、都道府県医師会等におかれた審査委員会で実施。 <p>＜昭和23年＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国保が市町村の運営とされたことに伴い、現行名称に改称 <p>＜昭和26年4月＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査委員会の設置が法定化

社会保険診療報酬支払基金役員名簿

(平成21年9月1日現在)

代表区分		氏 名	現 職
理 事	保 險 者	高橋 直人	全国健康保険協会理事
	被 保 險 者	赤塚 俊昭	デンソー健康保険組合常務理事
	被 保 險 者	杉 俊夫	三菱健康保険組合理事長
	被 保 險 者	安村 栄司	共済組合連盟常務理事
	被 保 險 者	島田 尚信	U I ゼンセン同盟書記長
	被 保 險 者	藤井 一也	日本私鉄労働組合総連合会書記長
	被 保 險 者	黒田 正和	日本化学労働組合連合会副会長
	被 保 險 者	篠原 淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
	診 療 担 当 者	竹嶋 康弘	日本医師会副会長
	診 療 担 当 者	藤原 淳	日本医師会常任理事
公 益	当 者	原中 勝征	茨城県医師会長
	当 者	近藤 勝洪	日本歯科医師会副会長
	当 者	中村 秀一	社会保険診療報酬支払基金理事長
	当 者	足利 聖治	社会保険診療報酬支払基金専務理事
	当 者	中島 正治	社会保険診療報酬支払基金理事
監 事	公 益	山崎 英昭	/
	保 險 者	高田 清彦	中国電力健康保険組合常務理事
	被 保 險 者	高橋 健二	全日本海員組合中央執行委員
	被 保 險 者	油谷 桂朗	京都府医師会顧問
監 事	公 益	中山 和之	社会保険診療報酬支払基金監事

国保連合会理事長等一覧

(平成22年3月17日現在)

都道府県名	理 事 長 等	
	氏 名	現 職
北海道	石子 彰 培	
青森県	中野 豪 司	鶴田 町 長
岩手県	谷 裕 明	盛岡 市 長
宮城県	佐藤 昭	塩竈 市 長
秋田県	齋藤 正 寧	井川 町 長
山形県	遠藤 直 幸	山辺 町 長
福島県	浅和 定 次 (会長)	大玉 村 長
茨城県	大久保 太 一	常陸太田 市 長
栃木県	佐藤 荣 一	宇都宮 市 長
群馬県	宮前 錄 十郎	神流 町 長
埼玉県	木下 博 信	草加 市 長
千葉県	志賀 直 温	東金 市 長
東京都	瀬田 梢 三郎	
神奈川県	沢長 生	南足柄 市 長
新潟県	森民 夫	長岡 市 長
富山県	森 雅 志	富山 市 長
石川県	山出 保	金沢 市 長
福井県	奈良 俊 幸	越前 市 長
山梨県	宮島 雅 雄	甲府 市 長
長野県	伊藤 喜 平	下條 村 長
岐阜県	小川 敏	大垣 市 長
静岡県	原田 美 之	袋井 市 長
愛知県	木 鈴 礼 治	
三重県	龜井 利 克	名張 市 長
滋賀県	山田 宏	守山 市 長
京都府	栗山 正 隆	亀岡 市 長
大阪府	吉田 友 好	大阪狭山 市 長
兵庫県	矢田 立 郎	神戸 市 長
奈良県	小城 利 重	斑鳩 町 長
和歌山县	中芝 正 幸	岩出 市 長
鳥取県	竹内 功	鳥取 市 長
島根県	田中 增 次	江津 市 長
岡山県	河島 建 一	久米南 町 長
広島県	五藤 康 之	三原 市 長
山口県	松浦 正 人	防府 市 長
徳島県	原秀 樹	徳島 市 長
香川県	大山 茂 樹	さぬき 市 長
愛媛県	上村 俊 之	上島 町 長
高知県	松本 憲 治	安芸 市 長
福岡県	三田村 統 之 (理事長職務代理者・副理事長)	八女 市 長
佐賀県	桑原 允 彦	鹿島 市 長
長崎県	奥村 慶 太 郎	雲仙 市 長
熊本県	幸山 政 史	熊本 市 長
大分県	新貝 正 勝	中津 市 長
宮崎県	戸敷 正 正	宮崎 市 長
鹿児島県	木田 修 一	志布志 市 長
沖縄県	儀武 武 鮎	金武 街 長